

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日、その翌日)
の翌日

◇ 告 示

目 次

◇ 正 誤

- 字の区域の変更等
- 生活保護法による医療機関の指定
- 雇用保険法の適用を受けない者の承認
- ふ化業者の登録
- 保安林の指定の解除
- 解除予定の保安林(二件)
- 新たに行おうとする土地改良事業の認可(二件)
- 土地改良法による換地処分
- 土地改良事業の認可
- 土地改良法による換地計画の適否の決定
- 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二件)
- 開発行為に関する工事の完了(五件)
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正
- 昭和五十一年八月十日付鳥取県公報中訂正

告 示

鳥取県告示第六百二十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東郷町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による花見東郷地区第三工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十一年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和五十一年四月一日現在の地番による。)
大字長和田字隈田	大字長和田字隈田のうち五二三の一及び五二六の一以外の区域
大字長和田字津浪	大字長和田字津浪のうち八〇八の一の一部、八〇八の二の一部、八〇九の一、八〇九の二、八一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字長和田字三通田八二〇の一の一部及び八二〇の一と一体をなす国有地の一部

<p>大字長和田 字坂ノ下</p>	<p>大字長和田字坂ノ下のうち八三七の一、八四〇の一、八五五の一部並びに八四〇の一、八五四の四及び八五五と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字長和田字下卯谷八五六の一部、八五七の一の一部、八五七の二の一部、八六一の一の一部、八六二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字長和田 字三通田</p>	<p>大字長和田字津浪八〇八の一部、八〇八の二の一部、八〇九の一、八〇九の二、八二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字長和田字三通田のうち八二〇の一の一部、八三一の二の一部、八三三の一の一部及び八三四の一の一部並びに八二〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字長和田字坂ノ下八三七の一、八四〇の一及び八五五の一部並びに八四〇の一、八五四の四及び八五五と一体をなす国有地の一部、大字長和田字下卯谷八五六の一部、八五七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字長和田字清八〇九四の一部、一〇九五の一部、一〇九六の二から一〇九六の五まで、一〇九七の一部、一〇九八の二から一〇九八の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに大字長和田字頭ナシ一〇九九の一部、一一〇〇の一部、一一〇五の二、一一〇六の二、一一〇七の二、一一〇八の二、一一〇九、一一一〇の二、一一一三の二、一一一四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一〇五の二、一一〇五の三及び一一〇五の五と一体をなす国有地</p>
<p>大字長和田 字頭ナシ</p>	<p>大字長和田字三通田八三一の二の一部、八三三の二の一部及び八三四の二の一部、大字長和田字頭ナシのうち一一〇九九の一部、一一〇〇の一部、一一〇一の一部、一一〇三の一部、一一〇四の一部、一一〇五の二、一一〇五の四の一部、一一〇六の二、一一〇七の二、一一〇八の二、一一〇九、一一一〇の二、一一一〇の三、一一一一、一一一二の二、一一一三の二、一一一三の二及び一一一四の二並びに一一〇九九、一一〇〇、一一〇一の二、一一〇四、一一〇五の二、一一〇五の三、一一〇五の五、一一〇六の二、</p>	<p>大字長和田 字上卯谷</p>	<p>大字長和田字下卯谷八五七の二の一部、八五七の二の一部、八五九の一部、八六〇の一部、八六一の一部、八六二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八六〇及び八六二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字長和田字上卯谷九一六の一部及び九一八の一部</p>
<p>大字長和田 字下卯谷</p>	<p>大字長和田字下卯谷八六〇の一部並びに八六〇及び八六二と一体をなす国有地の一部並びに大字長和田字上卯谷九一六の一部及び九一八の一部</p>	<p>大字長和田 字下卯谷</p>	<p>大字長和田字下卯谷八五七の二の一部、八五七の二の一部、八五九の一部、八六〇の一部、八六一の一部、八六二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八六〇及び八六二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字長和田字上卯谷九一六の一部及び九一八の一部</p>

大字長和田字赤田	<p>一一〇七の一、一一〇八の一、一一〇九の一、一一一〇の一及び一一一〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字長和田字笠木一一四〇の二部及びこれと一体をなす国有地並びに大字長和田字才谷一一四一の一部</p>
大字長和田字赤田	<p>大字長和田字赤田のうち一一一九の一の一部、一一二〇の一部、一一二一の一部、一一二四から一一二七までの一部、一一三〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字長和田字笠木一一三一の一の一部並びに大字長和田字渡驟一一二五の一部、一一三二の一部、一一三三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字長和田字笠木	<p>大字長和田字頭ナシ一一〇一の一の一部、一一〇三の一部、一一〇四の一部、一一〇五の四の一部、一一一〇の二、一一一一、一一一二の一、一一一三の二及びこれらと一体をなす国有地、大字長和田字才谷一一四一の一部及び一一四二並びに一一四二及び一一六二の一と一体をなす国有地の一部、大字長和田字赤田一一一九の一の一部、一一二〇の一部、一一二一の一部、一一三〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字長和田字笠木のうち一一三一の一の一部、一一四〇の二部及び一一四〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字長和田字才谷	<p>大字長和田字才谷のうち一一四一及び一一四二並びに一一四二及び一一六二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字長和田字渡驟	<p>大字長和田字赤田一一二四から一一二七までの二部、大字長和田字渡驟のうち一一二五の一部、一一二八、一一二九の二の一部、一一三〇の二の一部、一一三二の二の一部、一一三三の二の一部、一一三八の一の一部、一一三九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一二一及び一一二八と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字長和田字岡崎一一四九の一の一部、一一四九の二の一部、一一五〇の二の一部、一一五一の一部、一一五二、一一五三の一部、一一五四、一一六〇、一一六一の一、一一六一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一五三から一一五六まで、一一五八から一一六〇まで、一一六一の二、一一六二及び一一六三と一体をなす国有地の一部並びに大字壇見字草木田一一の一部、一一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字長和田字岡崎	<p>大字長和田字渡驟一一三八の一の一部、一一三九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字長和田字岡崎一一四〇から一一四二まで、一一四三の一の一部、一一四六の一部、一一四七の一の一部、一一四九の一の一部、一一四九の二の一部、一一五〇の二の一部、一一五一の一部、一一五三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一四七の一、一一四八、一一四九の一、一一四九の二、一一五三及び一一五六と一体をなす国有地の一部、大字壇見字草木田一一の一部、二の一部、三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三の二と一体をなす国有地の一部並びに大字壇</p>

<p>見字岡崎一八八の三の一部、八二二の三の一部、八二二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字長和田字岡崎二四八の一部、一二五五、一二五六の一部、一二五七から一二五九まで、一二六一、一二六三及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字長和田字長砂のうち一二六九の一、一二七一の二、一二七二の一、一二七三の一、一二七四、一二七五の一部、一二七六の一、一二七七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字長和田字京免二八三の二から二八三の三まで、一二八三の五、一二八三の八、一二八四の一、一二八四の二、一二八五の二から一二八五の三まで、一二八六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字門田字大藪八一五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字長和田字京免 大字長和田字長砂一二六九の一、一二七一の二、一二七二の一、一二七三の一の一部、一二七四、一二七五の一部、一二七六の一、一二七七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字長和田字京免二八六の一部、一二八七の一、一二八七の二、一二八八の一、一二八八の二、一二八九から一二九三まで、一二九四の一部、一二九六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字門田字大藪七九七の一の一部、七九八の一の一部、七九九の一の一部、八〇〇の一の一部、八〇〇の二の一部、八〇〇の三の一部、八〇一の一、八〇二の一、八一〇の五、八一四の三、八一五の二、八一五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字長和田字長砂一二七三の一の一部、大字長和田字京免一二九四の一部、一二九五、一二九六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字長和田字長田のうち一三〇〇の一の一部、一三〇七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三〇〇の一及び一三〇一と一体をなす国有地以外の区域、大字長和田字井尻一三〇九の一部、一三一〇の一部、一三一〇の二の一部、一三一〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字門田字大藪七九六の一の一部、七九六の二、七九七の一の一部、七九八の一の一部、七九九の一の一部、八〇〇の一の一部、八〇〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字長和田字長田 大字長和田字長田一三〇〇の一の一部並びに一三〇〇の一及び一三〇一と一体をなす国有地の一部、大字長和田字井尻のうち一三〇八の一の一部、一三〇八の二、一三〇九の一部、一三一〇の一部、一三一〇の二の一部、一三一〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字長和田字笹原一三三六の一部、一三三七の一の一部、一三三七の二、一三三八の一部、一三三九、一三四〇、一三四一の一部、一三四二の一の一部、一三四二の二、一三四五の二から一三四五の四までの一部、一三四五の五、一三四五の六の一部、一三四五の七、一三四五の八、一三四五の一〇の一部、一三四六の二から一三四六の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに大字長和田字六反田一三四七の一</p>	<p>大字長和田字井尻 大字長和田字長田一三〇〇の一の一部並びに一三〇〇の一及び一三〇一と一体をなす国有地の一部、大字長和田字井尻のうち一三〇八の一の一部、一三〇八の二、一三〇九の一部、一三一〇の一部、一三一〇の二の一部、一三一〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字長和田字笹原一三三六の一部、一三三七の一の一部、一三三七の二、一三三八の一部、一三三九、一三四〇、一三四一の一部、一三四二の一の一部、一三四二の二、一三四五の二から一三四五の四までの一部、一三四五の五、一三四五の六の一部、一三四五の七、一三四五の八、一三四五の一〇の一部、一三四六の二から一三四六の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに大字長和田字六反田一三四七の一</p>

<p>大字長和田 字植木畷</p>	<p>大字長和田字笹原</p>	<p>大字長和田字杖付</p>
<p>大字長和田字隈田五二三の一及び五二六の一、大字長和田字六反田のうち一三四七、一三四八、一三四九の一、一三四九の二、一三五〇、一三五一の一から一三五五の三まで、一三五二から一三五四までの一部、一三五五の一の一部、一三五五の二の一部、一三五五の三、一三五六のから一三五六の三までの一部、一三五六の五の一部、一三五六の六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並</p>	<p>大字長和田字長田一三〇七の二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字長和田字井尻一三〇八の一の一部、一三〇八の二、一三〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字長和田字笹原一三四一の一部、一三四二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字門田字大藪七九二の二、七九三の一、七九四の一、七九五、七九六の一の一部、七九七の一の一部、七九七の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>部及び一三五五の一の一部並びに一三四七及び一三五五の一と一体をなす国有地の一部 大字長和田字杖付の全域、大字長和田字笹原一三三六の一部、一三三七の一の一部、一三三八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字長和田字六反田一三五五の一の一部、一三五五の二の一部、一三五五の三、一三五六のから一三五六の三までの一部、一三五六の五の一部、一三五六の六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字長和田 字目見橋</p>	<p>大字長和田字笹原一三四二の一の一部、一三四二の三、一三四三の一、一三四三の二、一三四五の一、一三四五の二から一三四五の四までの一部、一三四五の六の一部、一三四五の九、一三四五の一〇の一部、一三四五の一、一三四五の二及びこれらと一体をなす国有地、大字長和田字六反田一三四七の一部、一三四八、一三四九の一、一三四九の二、一三五〇、一三五五の一から一三五五の三まで、一三五二から一三五四までの一部、一三五五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字長和田字植木畷一三六八の一、一三六八の三から一三六八の五まで、一三六八の六の一部、一三六八の一三、一三六八の一五から一三六八の二七まで、一三六八の二九から一三六八の五まで、一三六九の二から一三六九の五まで、一三七〇の一の一部、一三七〇の二から一三七〇の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>びに大字長和田字植木畷のうち一三六八の一、一三六八の三から一三六八の五まで、一三六八の六の一部、一三六八の一三、一三六八の一五から一三六八の二七まで、一三六八の二九から一三六八の五まで、一三六九の一の一部、一三六九の二から一三六九の五まで、一三七〇の一の一部、一三七〇の二から一三七〇の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>大字門田字南</p> <p>大字門田字南のうち七八一の一の一部以外の区域、大字門田字大藪七八二の一部並びに七八二及び七八三の一と一体をなす国有地の一部並びに大字長和田字目見橋一三七六の一、一三七七の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字門田字大藪</p> <p>大字門田字南七八一の一の一部、大字門田字大藪のうち七八二の一部、七九二の二、七九三の一、七九四の一、七九五、七九六の一、七九六の二、七九七の一、七九七の二、七九八の一、七九九の一、八〇〇の一、八〇〇の二、八〇一の一、八〇二の一、八〇二の五、八〇四の三、八〇五の二、八〇五の三及びこれらと一体をなす国有地並びに七八二及び七八三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字門田字長砂八一六の四及びこれと一体をなす国有地並びに大字長和田字京免二二八三の六及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字門田字小五郎</p> <p>大字門田字長砂八一六の一、八一六の三、八一六の五、八一七の二から八一七の三まで、八一八、八一九、八二〇の一、八二〇の二、八二一、八二二の一、八二二の二、八二二の三、八二四の一、八二四の八、八二九の二、八三〇の二、八三二の一、八三三の一、八三三の三、八三四の一及びこれらと一体をなす国有地、大字門田字小五郎のうち八五九の一部、八六〇、八六一、八六二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字長和田字京免二二八三の四及び二二八三の七</p>
<p>大字門田字岡崎</p> <p>大字門田字岡崎のうち八二七の一の一部、八七三の一部、八七四の一部、九〇三、九〇四、九〇五の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字門田字長砂</p> <p>大字門田字長砂のうち八一六の一、八一六の三から八一六の五まで、八一七の二から八一七の三まで、八一八、八一九、八二〇の一、八二〇の二、八二一、八二二の一、八二二の二、八二二の三、八二四の一、八二四の二、八二四の八、八二九の二、八三〇の二、八三二の一、八三三の一、八三三の三、八三四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字門田字岡崎八二七の一の一部、八七三の一部及び八七四の一部並びに大字長和田字岡崎二二四八の一部、二二五六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二五六と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字門田字餘</p> <p>大字門田字小五郎八五九の一部、八六〇、八六一、八六二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字門田字岡崎九〇三、九〇四、九〇五の八及びこれらと一体をなす国有地、大字門田字餘のうち九一八の一部及び九一九の一部並びに九一九、九二九及び九三〇と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字佐美字二ノ餘八の一、九の一、一一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字佐美字餘二二〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字埴見字草木田の一の一部、二の一部、三の二から三の三までの一部、八の一部、九の一部、一〇、一一の一部、</p>

<p>大字埴見 字子守前一</p>	<p>大字埴見字岸ノ前</p>	<p>大字埴見字水又下</p>	<p>大字埴見字草木田</p>
<p>大字埴見字岸ノ前五三の三の一部、五五の一の一部、五五の三及びこれらと一体をなす国有地、大字埴見字子守前一のうち六七と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに</p>	<p>大字埴見字水又下二七から二九までの一部、三〇の一、三〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字埴見字岸ノ前のうち五三の三の一部、五五の一の一部、五五の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字埴見字草木田一の一部、二の一部、三の一から三の三までの一部、四の一、四の三、五の一から五の三まで、六の一から六の三まで、七、八の一部、九の一部、一六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字埴見字水又下のうち一七の一部、二五の一部、二七から二九までの一部、三〇の一、三〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字埴見字船谷二七一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>一一から一五まで、一六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字埴見字水又下一七の一部、二五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字埴見字船谷二七一の一部、二七二の一の一部、二七二の二の一部、二七三から二七五まで、二八四及びこれらと一体をなす国有地並びに大字長和田字渡驟一二二八、一二二九の二の一部、一二三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二二一及び一二二八と一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字埴見字西谷一</p>	<p>大字埴見字西谷二</p>	<p>大字埴見字船谷</p>	<p>大字埴見 字子守前二</p>
<p>大字埴見字西谷一のうち六三三の一部、六三五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字埴見字西谷二の全域、大字埴見字西谷一六三三の一部、六三五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字埴見字中島七六八の一の一部、七六八の六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字埴見字船谷のうち二七一の一部、二七二の一の一部、二七二の二の一部、二七三から二七五まで、二八四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字埴見字子守前二のうち七四の一の一部、七四の二、七四の三、八一の三の一部、八一の五の一部、八二の一の一部、八二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに八二の一及び八三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>大字埴見字中島</p>	<p>大字埴見字向平七六一、大字埴見字中島のうち七六八の一の一部、七六八の六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字埴見字鋤先七九三の一、七九三の二、七九四の一、七九四の二、七九五の一、七九五の二、七九六の一、七九六の二、七九七の一、七九七の二、七九七の三、七九八の一から七九八の六まで、七九九の一の一部、七九九の五、八〇〇の一の一部、八〇〇の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字埴見字鋤先</p>	<p>大字埴見字鋤先のうち七九三の一、七九三の二、七九四の一、七九四の二、七九五の一、七九五の二、七九六の一、七九六の二、七九七の一、七九七の二、七九八の一から七九八の六まで、七九九の一の一部、七九九の五、八〇〇の一の一部、八〇〇の三、八〇一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字埴見字岡崎一八〇八の一、一八〇八の二、一八〇九の一から一八〇九の三まで、一八〇一の一部、一八〇一の二、一八〇一の三、一八〇一の四及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字埴見字草木田四の二、五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四の三と一体をなす国有地の一部、大字埴見字岡崎一のうち一八〇八の一、一八〇八の二、一八〇九の一から一八〇九の三まで、一八〇一の一部、一八〇一の二、一八〇一の三、一八〇一の四及びこれらと一体をなす国有地以外</p>	<p>一部、一八二二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外</p>

<p>大字埴見字岡崎一</p>	<p>外の区域並びに大字長和田字岡崎一二四三の一の一部、一二四三の二、一二四三の三、一二四四の一、一二四四の三、一二四四の四、一二四五の一、一二四五の二、一二四六の一部、一二四七の一の一部、一二四七の二、一二四九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二四七の一、一二四八及び一二四九の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字埴見 字小佐美谷</p>	<p>大字埴見字小佐美谷の全域並びに大字佐美字山ノ神前一の一部及び一の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字埴見 字大佐美谷</p>	<p>大字埴見字大佐美谷のうち九三六の二、九五四の一部、九五六の一、九五六の二、九六一の一、九六一の二、九六二、九六三、九六七の一から九六七の三まで、九七三、九七四及びこれらと一体をなす国有地並びに九二一、九二二、九五四、九五六の一、九五六の二、九五七、九五九、九六〇、九六一の一、九六二から九六四まで及び九六五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字佐美 字山ノ神前</p>	<p>大字佐美字山ノ神前のうち一の一部、三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字佐美字餘一五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八、一九の一及び一九の三と一体をなす国有地並びに大字佐美字二ノ清水二一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字佐美字山ノ神前三の一の一部、大字佐美字二ノ餘の</p>	<p></p>

<p>大字佐美字二ノ餘</p>	<p>うち八の一、九の一、一一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字佐美字餘一四、一五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字佐美字餘</p>	<p>大字佐美字餘のうち二二の一の一部、一四、一五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八、一九の一及び一九の三と一体をなす国有地以外の区域並びに大字門田字餘九一八の一部、九一九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九一九、九二九及び九三〇と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字佐美字二ノ清水</p>	<p>大字佐美字二ノ清水のうち二二の二、二二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字佐美字コフケ下</p>	<p>大字佐美字山ノ神前一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字佐美字二ノ清水二二の二の一部、二二の二及びこれらと一体をなす国有地、大字佐美字清水四八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字埴見字コフケ下のうち一九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字佐美字二ノ葛蒲谷一九三の二の一部、一九四から一九七まで及びこれらと一体をなす国有地、大字佐美字前田二一八の一部、大字佐美字下向三七六の二、三七七の二及び三七七の三並びに大字埴見字大佐美谷九三六の二、九五四の一部、九五六の一、九五六の二、九六一の一、九六一の二、</p>

<p>大字佐美字二ノ葛蒲谷</p>	<p>九六二、九六三、九六七の一から九六七の三まで、九七三、九七四及びこれらと一体をなす国有地並びに九二一、九二二、九五四、九五六の一、九五六の二、九五七、九五九、九六〇、九六一の一、九六二、九六三、九六四及び九六五の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字佐美字新五郎谷</p>	<p>大字佐美字コフケ下一一九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字佐美字二ノ葛蒲谷一九一、一九三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字佐美字前田のうち二一八の一部、二二二の二の一部、二二三の二の一部及び二二四並びに二二一から二二四まで及び二三〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字佐美字下向</p>	<p>大字佐美字前田二二二の二の一部、二二三の二の一部及び二二四並びに二二一から二二四まで及び二三〇と一体をなす国有地の一部並びに大字佐美字新五郎谷の全域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字長和田字六反田</p>

鳥取県告示第六百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十一年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
境港市日曜休日 応急診療所	境港市湊町一番地	昭和五十一年七月一日
市場 医院	境港市湊町一五二番地	昭和五十一年七月一日

鳥取県告示第六百二十三号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第四条第一項第三号の規定に基づき、次に掲げる者を雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六号）を適用しない者として承認したので、告示する。

昭和五十一年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の表の上欄に掲げる市町村及び地方公共団体の組合の事業に雇用される者のうち、これらの者が離職した場合に同表の下欄に掲げる条例に基づいて諸給与が支給されることとなる者

鳥取市

鳥取市職員退職手当支給条例（昭和二十二年八月鳥取市告示第五十六号）

米子市	又は退職手当に関する条例（昭和三十六年七月鳥取県町村職員退職手当組合条例第二号）
倉吉市	米子市職員退職手当支給条例（昭和二十八年十二月米子市条例第四十四号）
境港市	倉吉市職員退職手当支給条例（昭和二十九年二月倉吉市条例第五号）
国府町、岩美町、福部村、那家町、船岡町、河原町、八束町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町、気高町、鹿野町、青谷町、羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町、赤碓町、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町、日南町、日野町、江府町及び溝口町並びに鳥取県市町村消防災害補償組合、邑法第一中学校組合、日野町江府町日南町衛生施設組合、倉吉市関金	退職手当に関する条例（昭和三十六年七月鳥取県町村職員退職手当組合条例第二号）

町国民宿舍企業団、鳥取県東部町村交
通災害共済組合、北条町羽合町泊村中
学校組合、気高郡衛生施設組合、中部
市町村共同施設管理組合、佐治用瀬こ
み処理施設組合、八頭東部衛生施設組
合及び西伯町ほか二か町清掃施設管理
組合

鳥取県告示第六百二十四号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定に基づき、ふ化業者の登録をしたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	登録年月日	登録名称	業者所在地	ふ化名称	場所在地
第一号	51・8・1	山陰食鶏農業協同組合	西伯郡淀江町大字中間一七番地	山陰食鶏農業協同組合ふ卵場	西伯郡淀江町大字中間六〇八番地
第二号	51・8・1	鳥取県経済農業協同組合連合会	鳥取市末広温泉町七二四番地	鳥取県経済農業協同組合連合会鳥取養鶏センター	鳥取市賀露町西浜一七六番地
第三号	51・8・1	鳥取養鶏農業協同組合	鳥取市秋里三一五番地	鳥取養鶏農業協同組合ふ化場	鳥取市秋里三一五番地
第四号	51・8・1	株式会社東洋種鶏場	鳥取市岩吉字東美田一三二番の七	株式会社東洋種鶏場	鳥取市岩吉字東美田一三二番の七

鳥取県告示第六百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十一年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市湖山町字大寺屋北方二八二九の二〇
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第六百二十六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡河原町大字高福字大ガンキヤウ宮ノ上七七五の二（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百二十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字野添字西鴨(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百二十八号

大原土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(大原地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十一年八月十日認可したので、同法

同条第九項の規定により告示する。

昭和五十一年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百二十九号

天神野土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(中田地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十一年八月十日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十一年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百三十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る花見東郷地区第三工区の換地処分を行つたので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百三十一号

国府町から申請のあつた町営土地改良(楠城地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において

準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年八月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百三十二号

昭和五十一年六月一日付けで倉吉市から申請のあつた勝負谷地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年八月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、河原町から八頭中央都市計画ごみ焼却場の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十一年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十一年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課

において公衆の縦覧に供する。

昭和五十一年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百三十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一、開発許可の年月日及び番号

昭和五十年十月二日 鳥取県指令受都計第四百十六号

二、開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢拾九

三、開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東福原三三八番地

米子信用金庫

理事長 青砥喜三郎

鳥取県告示第六百三十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一、開発許可の年月日及び番号

昭和五十年十月七日 鳥取県指令受米土維第六百六十九号

二、開発区域に含まれる地域の名称

米子市皆生字温泉

三、開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西倉吉町二一番地

協同組合丸合

理事長 梅林教英

鳥取県告示第六百三十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一、開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年二月十二日 鳥取県指令受米土維第四十三号

二、開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字大沢三

三、開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市白瀧本町一八番地

株式会社山陰合同銀行

代表取締役 吉田雄三

鳥取県告示第六百三十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十年十二月十日 鳥取県指令受米土維第八百五十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字大沢十二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳二〇七七番地一

戸田利雄

鳥取県告示第六百四十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十年十二月十九日 鳥取県指令受都計第百十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市和田町字荒神南

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市四日市町八九番地

鳥取県西部勤労者消費生活協同組合

理事長 桑村治睦

鳥取県告示第六百四十一号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十一年九月三日から施行する。

昭和五十一年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の株式会社扶桑相互銀行の項中

米子東支店	米子市上福原
米子西支店	米子市上後藤

を
に改める。

米子東支店	米子市上福原
-------	--------

正 誤

昭和五十一年八月十日付鳥取県公報第四千七百七十二号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
十	下	終わりから二	1,000円	2,000円